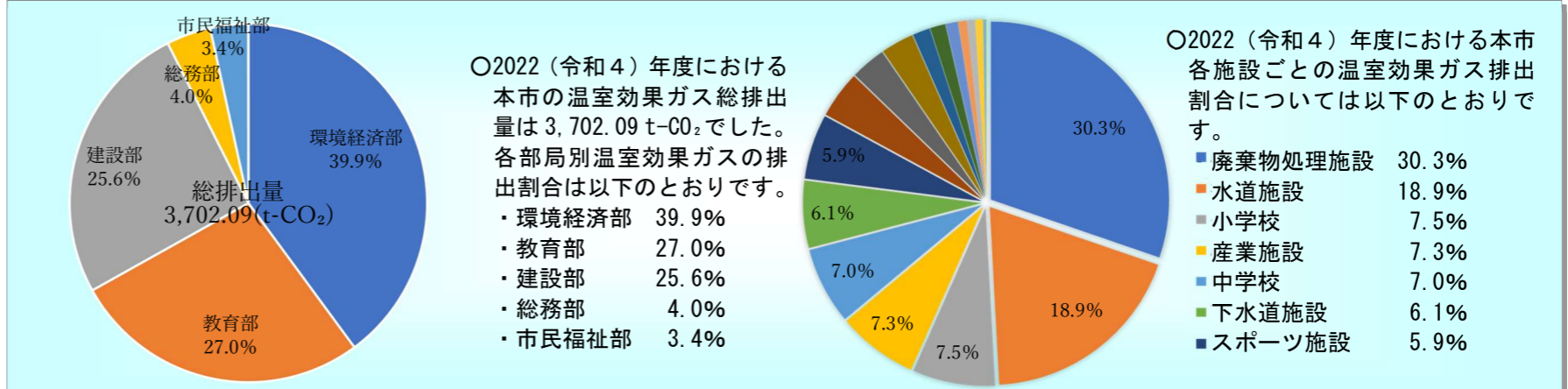


潮来市地球温暖化対策実行計画（第二次）【概要版】

1 計画の基本的事項

背景	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画 ○2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比46%削減とする「政府実行計画」を踏まえ、本実行計画を策定します。
目的	○地球温暖化問題の重要性の認識、削減目標の達成につながる取組の実践、時代に則した地球温暖化防止対策の推進を図ります。
対象範囲	○潮来市公共施設等総合計画に明記されている施設及び市管理公用車とします。

2 温室効果ガス排出量の状況等



3 計画の期間及び目標

計画期間	5年間【2024（令和6）年度～2028（令和10）年度】
基準年度	2022（令和4）年度
計画目標	2028（令和10）年度の温室効果ガス排出量 2022（令和4）年度比 14.70%（544.38t-co ² ）削減

5 計画の推進体制・進行管理

1 推進体制

○副市長が委員長の庁内委員会のもと、実行組織として各課ごとに推進担当者を設置し、温室効果ガス排出削減の取組を全庁的に推進します。

2 実施状況の点検・評価・公表

○各課を通じて毎年度の電気使用量等を調査 ○削減取組の実施状況を点検・評価 ○市ホームページ等で市民等に広く公表

3 計画の見直し

○国の「地球温暖化対策計画」の改定等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

4 目標達成のための基本方針と主な取組

基本方針	主な取組
① 物品購入等に関する取組	・公用車への次世代自動車の導入 ・詰め替え可能商品やリターナブル容器での販売製品等の環境負荷が小さい製品の率先購入 など
② 物品使用等に関する取組	・会議用資料等のペーパーレス化を推進 ・クールビズ、ウォームビズによる空調機器使用の抑制 ・照明点灯時間の短縮や間引き消灯を実施 ・公用車の燃費向上につながる利用の徹底 など
③ 廃棄等に関する取組	・古紙・缶・ビン・ペットボトル等の資源分別の徹底 ・生ごみ処理機導入や粗大ごみ再利用化等によるごみの減量化 ・学校給食の食品ロス対策 など
④ 建築物整備等に関する取組	・断熱性能の向上 ・太陽光発電設備等の導入 ・市有施設のLED化 ・樹木植栽によるCO ₂ 吸収削減 など

